

京都市告示第 4 1 2 号

道路法第 1 8 条の規定に基づき，次のように道路の区域を変更し，その供用を開始します。

その関係図面は，京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 2 2 年 1 月 2 6 日

京都市長 門 川 大 作

1 道路の種類 府 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
中山稲荷線	南区久世高田町126番地の 5 地先から	旧	メートル 352.70	メートル 22.02 ~ 52.00
	同区久世上久世町110番地の 1 地先まで	新	352.70	22.02 ~ 52.30
	南区久世上久世町338番地の 4 地先から	旧	27.20	29.10 ~ 32.00
	同町340番地の 2 地先まで	新	27.20	29.10 ~ 32.00

2 道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
久世高田 1 号線	南区久世高田町126番地の 5 地先から	旧	メートル 287.00	メートル 12.00 ~ 45.00
	同町149番地地先まで	新	289.60	12.08 ~ 44.80

久世高田自歩 1号線	西京区下津林番条町502番地地先から	旧	539.00	5.00 ~ 9.00
	南区久世高田町336番地の1地先まで	新	506.80	4.98 ~ 5.06
久世高田歩1 号線	南区久世上久世町110番地の4地先から	旧	98.00	7.00 ~ 11.00
	同区久世高田町149番地地先まで	新	83.50	8.00 ~ 11.42
下津林緯2号 線	西京区下津林番条町505番地地先から	旧	7.50	5.50
	同町504番地地先まで	新	7.50	4.11 ~ 11.90

(建設局土木管理部道路明示課)